ID:　438

担当部署:　市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	合葬式墓地使用許可の取消し
例規名 根拠条項	芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例　第32条
例規番号	昭和28年条例第28号

【根拠条文】

（使用許可の取消し）

第32条　次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用許可を取り消すことができる。

(1)　偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。

(2)　使用許可に付された条件に違反したとき。

(3)　この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

2　前項の規定により使用許可を取り消された者であつて、一時安置室に焼骨を埋蔵している者は、市長の指定する期日までに焼骨を引き取らなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	令和3年10月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日